

大川広域行政組合消防職員の訓練、礼式に関する規則

〔 昭和51年10月 1日 〕
規 則 第 3 号

改正 平成16年 3月24日規則第 1号 平成18年 9月29日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、大川広域行政組合消防職員（以下「消防職員」という。）の訓練、礼式について必要な事項を定めるものとする。

(訓練及び礼式)

第2条 消防職員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に定めるところによる。

2 消防職員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作については、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）に定めるところによる。

3 職員の救助訓練における消防救助用機械器具の取扱い及び操作については、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）に定めるところによる。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。